

# 患者の権利と義務

患者には以下の権利と義務があります。これらを認識し、尊重することでより良い医療を受けることができます。

## I. 権利

- 1 患者には、その社会的／経済的地位、国籍、人種、宗教、年齢、性別、病気の種類などによって差別されることなく安全で良質な医療を受ける権利があります。
- 2 患者には、医療機関を自由に選択し変更する権利があります。
- 3 患者には、検査や治療などの診療内容についてその目的、もたらされる結果、それを拒む場合に予想される結果、などについて十分に説明を受け、納得した上で同意あるいは拒否する権利があります。

※但し、上記の2つの結果については可能性の高い代表的なもの、およびその検査手技や治療法に特異的なものを説明するものであり、ごく稀なものや軽微なもの、あるいは大半の検査手技や治療法に共通して生じるものについては説明を省きます。

- 4 患者には、自分自身に関する診療情報の開示を受ける権利があります。
- 5 患者には、自身が知りたくない情報をあらかじめ医療機関に伝えておき、そうした情報を知らされない権利があります。
- 6 患者には、診療上得られた個人情報を守られる権利があります。
- 7 患者には、本人が意識障害、認知機能障害、精神障害、知的障害、未成年などにより自身で自身あるいは周囲の状況を適切に判断し自身の権利を正しく行使できないと判断される場合は配偶者・親権者・後見人その他法的に適切とされる代諾者による意思決定の代行を受ける権利があります。
- 8 患者は、疾病の予防、早期発見、再発防止などについての手法について教育を受ける権利があります。
- 9 患者には、医療および福祉の諸制度について医療機関に対して質問し説明を受ける権利があります。

- 1 0 患者には、診療上の疑問、検査や治療法の選択について当院から十分な診療情報の提供を得た上で他の医療機関の意見(セカンドオピニオン)を聞く権利があります。
- 1 1 患者には自らの診療内容や処遇について改善を求める権利があります。

## II. 義務

- 1 すべての患者が快適な環境で適切な医療が受けられるよう、法令、院内規則そして病院職員の指示を守る義務があります。
- 2 社会的なルールを尊重し、他の患者のプライバシーなどの権利を守る義務があります。
- 3 暴言・暴力、脅迫・強要、性的ハラスメント、迷惑行為、器物損壊等を行わない義務があります。
- 4 適切な医療を受けるため、自分の精神状態・身体状態・他の医療機関で受けている診療内容・社会的背景・生活歴などに関する情報を正確に、隠さず提供する義務があります。
- 5 患者確認を初めとしたすべての診療行為に積極的に協力する義務があります。
- 6 治療計画に合意したのちは計画に協力し、治療に必要な指示を守る義務があります。  
  
※治療計画への合意を撤回したい場合はその旨申し出てください。
- 7 請求された医療費は直ちに支払う義務があります。
- 8 医学、社会、経済、倫理等の様々な要因により提供される医療および治療の結果には限界がありますことを認識する義務があります。
- 9 解決が著しく困難な要求を行わない義務があります。